

第51回OECD開発援助委員会(DAC)ハイレベル会合コミュニケ
(ポイント)

平成29年12月25日
外務省開発協力企画室

(2030アジェンダと開発協力の役割)

- 2030アジェンダの採択から2年を経て、開発協力は引き続き同アジェンダ実現のために不可欠な役割を担っている。持続可能な開発へのODAが果たす重要な貢献及び「誰一人取り残さない」との公約を再確認する。(パラ1)
- 持続可能な開発のための政策一貫性を推進し、開発効果を確保し、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントなどを強化促進する。開発資金動員と効果向上のためのデータ及びエビデンスを収集する。(パラ2)

(DAC改革)

- DACのビジョンは、2030アジェンダ、特にアディスアベバ行動目標(AAAA)及びOECD内外における持続可能な開発のための政策一貫性を擁護することであり、開発協力の更なる推進のためにDACの改革を行う。DACは引き続きODAの一貫性と定義の守護者であり続ける。(パラ3)
- DAC改革のためのハイレベルパネルによる勧告への対応状況に関し、2018年1月にアップデートを行い報告書を発表する。(パラ4)
- DACは自身の有する強みを重視しつつ、2030アジェンダ時代に対応するため、改革における以下6つの戦略的優先事項を定める。また、包摂的かつ持続可能な経済成長、貧困撲滅、途上国の人々の生活水準の改善を通じ2030アジェンダの実施に貢献するため、開発協力を促進することをDACの目的とする、改革されたDACのマンデートを承認。(パラ5及び付属文書III)
 - 開発によるインパクトの増大と資金動員に焦点を当てる
 - 既存の開発アプローチから学ぶ
 - 新たな開発アプローチを模索する
 - DACメンバー以外の開発アクターへのアウトリーチを行う
 - 透明性を高め、主体的に自己評価を行い、説明責任を果たす
 - 効果的なガバナンス、システム及び機構を検討する

(他アクターとの連携強化)

- 被援助国や新たな開発アクターとの連携を強化するため、効果的な開発協力のためのグローバルパートナーシップ(GPEDC)の活動を踏まえ、対外関係戦略を改訂する。(パラ6)

(イノベーションの必要性)

- イノベーションは、開発協力プラクティスの改善及び開発課題への迅速かつ効果的な対応を可能とするために不可欠であり、DACは、メンバー国がイノベティブな政策、手段、プラクティスを共有するためのプラットフォームとしての役割を果たしていく。(パラ7)

(開発資金及びその捕捉に関する取り組み)

- AAAA及び国連による開発資金に関するプロセスを支持する。また、DACが開発資金に関する政策対話、エビデンス収集及び分析の場としての役割を担い、DAC統計が開発資金の適切かつ信頼できるデータソースであることを引き続き支持する。(パラ8)
- ODAを補完する新たな統計枠組みである「持続可能な開発のための公的総支援 (TOSSD: Total Official Support for Sustainable Development)」の検討の進捗を歓迎。TOSSDを、AAAAに資する資金を捕捉するための国際的な統計基準とするため、関連国連機関との協力を継続していく。(パラ11)
- 民間セクターツール(PSI)について、エビデンスを収集しつつコンセンサスでの合意に向け引き続き議論していく。各国は合意までの間、開発途上国への資金移動時点またはPSI実施機関への資金移動時点のいずれかを用い報告することができる。(パラ12)
- 持続可能な開発を可能とする環境整備及び政策一貫性を追求し、民間セクターを含む多様な関係者とのパートナーシップを引き続き構築していく。そのため、公的資金及びその動員効果の把握のみならず、関連する資金フローを捕捉するための手段を向上させる必要がある。(パラ15)
- 混合資金は、持続可能な開発のための民間投資を動員する大きな可能性を有しており、今回の会合では「SDGsのための商業資金を動員するための混合資金原則」を採択。また、DACによる社会インパクト投資の取組は、イノベティブな官民連携アプローチを通じたSDGs達成に向けた新たな方向性を示すもの。(パラ16及び付属文書)

(ODAコミットメント)

- 各国それぞれのODAコミットメント(GNIの0.7%をODA資金とし、GNIの0.15-0.2%を後発開発途上国へのODA支援とすることを含む)を再確認し、実現するための努力を継続する。(パラ9)

(ODAの現代化)

- 2012年, 2014年及び2016年のハイレベル会合で合意したODAの現代化に関し, 現在行われている取組を優先しつつ, 2030アジェンダ実現のための適切な現代化について更に検討していく。(パラ10)

(平和と安全及び難民問題)

- 平和と安全に係るODAルールの見直しに際し, ケースブックを改訂し, 国連平和維持活動のODA計上における開発係数の技術的レビューが完了した。(パラ13)
- ドナー国内で難民を受け入れるための費用のODA計上・報告ルール明確化について, 事務局提案を採択。(パラ14及び付属文書II)
- 今日の危機においてはより包括的な対応が必要となっており, 政策面での対話に加え, 人道ツールと開発ツールの統一のとれた活用が必要。DACはエビデンスを積み重ね, 外交・人道・開発・平和構築アクターを一堂に集め, 連携のための方策を見つけることを目指す。また, 難民・国内避難民発生の本質的原因の解決に取り組む。(パラ17)

(環境への配慮)

- 環境, 気候変動, エネルギー政策と開発資金の連携について引き続き検討していく。2030アジェンダ及びパリ協定は, 環境・経済・社会的配慮がなされた開発協力に向けた総合的なアプローチを求めるグローバルな枠組みと認識。(パラ18)

(小島嶼開発途上国(SIDS)における支援ニーズ)

- 小島嶼開発途上国(SIDS)は気候変動や自然災害等に起因する特有の脆弱性を有しており, 持続可能な開発の達成のためには特別な支援が必要であることを認識。引き続き, ODAを最も必要とする国及び追加的な取組を要する国々を特定するための分析作業を行う。(パラ19)

(移行期における開発)

- 持続的な開発の複雑性に着目し, 開発段階の移行期にある国が発展の停滞を避けるために適切な支援を必要としていることを認識。開発段階を測る指標として, 一人当たり所得以外の指標について国際的な議論が行われていることを承知。(パラ20)

(ODA卒業国・地域に対する支援)

- ODA援助受取国・地域リストから卒業した国・地域の所得が自然災害等によりODA対象の所得水準上限を下回った場合のリストへの再掲載について検討するため, 事務局にエビデンスに基づく提案の作成を要請。また, リストから卒業したばかりの

国・地域が人道危機に陥った際に例外的なODAを含む短期的な資金援助を可能とする制度の検討プロセスを創設する(ただし、既存のODAに影響を与えないように行う)。(パラ21)

(効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップ(GPEDC))

- 効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップ(GPEDC)及び援助効果向上原則を支持し、第2回GPEDCハイレベル会合で採択されたナイロビ成果文書の実施の支援にコミットする。(パラ22)

(ピアレビュー及び評価)

- ピアレビューは引き続き効果的な開発協力を促進するための重要な手段。評価報告書や成果からの教訓を活用することにコミットする。(パラ23)

(透明性の重要性)

- 透明性は援助における効果、説明責任及び信頼性を高めるために不可欠。公開援助データの一貫性及び質を向上させるため、引き続き透明性の向上に取り組む。(パラ24)

(次回会合日程)

- 今回の決定事項の進捗を確認するため、2019年又は2020年に次回会合を開催する。(パラ25)